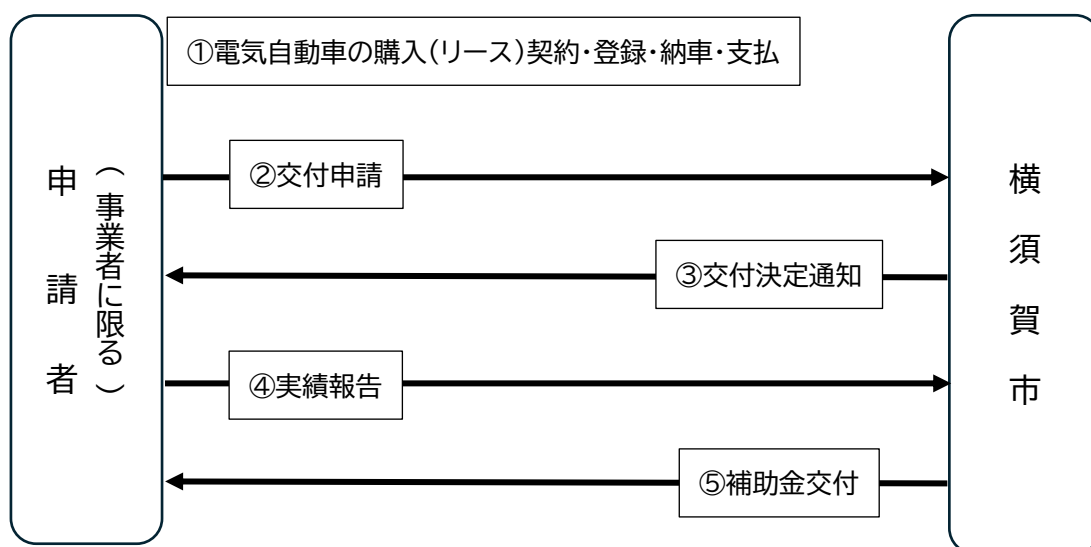


令和7年度電気自動車導入費補助金 申請の手引き

1. 事務の流れ

事後(自動車検査証の交付後)に補助交付申請を行う必要があります。



- ・ 横須賀市暴力団排除条例に基づき、神奈川県警へ照会を行います。
そのため、交付まで時間を要する場合があります。

2. 書類提出先

横須賀市経営企画部都市戦略課(市役所1号館4階)7番窓口

必要書類をご持参ください。

郵送、FAX、Eメール、電話等での提出はできません。

3. お問い合わせ先

〒238-8550 横須賀市小川町 11 番地

横須賀市経営企画部都市戦略課

TEL:046-822-8524

MAIL:zc-zc@city.yokosuka.kanagawa.jp

4. 申請に必要な書類

No.	項目
1	電気自動車導入費補助金等交付申請書 ※リース契約の場合の注意点(令和 6 年度より変更) リース契約では、車両の使用者に対して補助金を交付します。
2	事業計画書
3	暴力団排除に関する宣誓書兼同意書
4	自動車検査証の写し ※電子車検証が交付されている場合は車両の自動車検査証記録事項の写しも必要となります。
5	車両購入に係る注文書等(請求書・見積書)の写し ※可搬型給電器を導入する場合はその見積書・請求書・領収書等の写しも必要となります。
6	電気自動車の保管場所を示す位置図(任意様式)
7	【法人の場合】 登記簿謄本又は履歴事項全部証明書の写し(発行日から3か月以内のもの) ※同一年度内に既に提出済みで記載内容に変更がない場合は省略することができます。
8	【個人事業主の場合】 住民票の写し(発行日から3か月以内のもの) ※同一年度内に既に提出済みで記載内容に変更がない場合は省略することができます。
9	【個人事業主の場合】 直近の「確定申告書 B」の写し又は個人事業開業届出書の写し
10	【リースの場合】 該当車両に係るリース契約書の写し ※リース契約成立後の契約書であること。 ※リース期間・料金、対象車両(登録番号、車台番号等)が記載されていること。 ※リース契約期間は、処分制限期間以上であること。 (車両は4年、外部給電器は3年以上) ※メーカーオプションで可搬型給電機能を装着した場合は、書類にその旨の記載があること。